

令和6年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

1. 処遇改善等加算について

加算名	既存園	令和6年度認可化園 ※
処遇改善等加算Ⅰ	令和5年度に認定された加算率を限度として任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、 8% で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	川崎市が認定を行うまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求
市処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算月額により暫定的に請求	
処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求	〈 認定時期 〉 処遇Ⅰ：6月以降（予定） 処遇ⅡおよびⅢ：9月以降（予定）
市処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度請求の算定に用いた「対象職員数」に基づき、暫定的に請求	

※ 令和6年度から本加算を申請する既存園を含む

2. 賃借料加算について

加算名	既存園（変更無）	既存園（変更有）※1	令和6年度認可化園
賃借料加算 （国の公定価格分）	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	暫定的に請求
市賃借料加算	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	川崎市が認定をするまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※1 賃借料または定員数の変更等により、川崎市が定める加算上限額に変更が生じる施設

※2 川崎市による認定は6月以降（予定）、認定にあたり申請書類の提出期日は5月下旬を予定

3. その他の加算について

(1) 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
3歳児配置改善加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
休日保育加算	6月末	前年度に認定された区分に応じて請求
減価償却費加算	6月末	既に認定済の園または該当園の申出により請求
施設長未配置減算	随時	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	随時	土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて適用
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	障害児受入を除く、延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求
事務職員雇上費加算	6月末	暫定的に全園加算有りとして請求
栄養管理加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
市主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件に合致する園のみ請求

(2) 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
チーム保育推進加算	8月末	
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件の延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうちいずれか一つの事業および障害児受入を行う場合
療育支援加算	障害児保育認定後	
3月加算 (高齢者等活躍促進・小学校接続・ 施設機能強化・第三者評価受審)	2月末	
障害児保育費	夏頃	
産休等代替臨時職員雇用費	随時	
市第三者評価受審加算	2月末	
市休日保育加算 (障害児受入分)	6月末	

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

(3) 書面による認定が**不要**な加算

加算名	請求の条件等
夜間保育加算	該当園であれば請求
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求
分園減算	該当園（分園）の場合、特段の手続きなく適用
旧市加算 (市主任保育士専任加算及び 障害児保育費を除く)	全園加算有りて請求 特別扶助費は 6月と12月にのみ 請求 児童災害共済掛金は 通年で児童1人につき原則1回のみ 請求
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

加算名	請求の条件等
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	分園を除く全園加算有りて請求
入園前健康診断手当	分園を除く全園が 2月にのみ 請求
歯科検診事業費	分園を除く全園が 実施月 に請求
地域活動事業費	実施額が確定した月から請求 (各年度 1 回のみ)

(4) 令和6年度新設される加算

加算名	
4歳以上児配置改善加算 (仮)	申請や認定の時期等については追ってお知らせ

4. 令和6年度の追加請求について

令和6年度の追加請求については、
令和6年度処遇改善等加算率の認定がされた後の**7月**から行えるものとしします。

